

提 供 日 2025/3/28

タイトル 産業廃棄物処理業許可の取り消し

担 当 くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課

連 絡 先 産業廃棄物班 054-221-2424



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 山梨県甲斐市富竹新田533番地

名 称 井上 亮

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2第1項第4号に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和7年3月25日

4 処分理由

被処分者は、麻薬及び向精神薬取締法違反の罪により甲府地方裁判所刑事部において、懲役1年6月、執行猶予3年の刑を言い渡され、令和6年11月16日に当該刑が確定している。

これにより、同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため。

参加者募集告知

・

催事等の当日取材

・

実施事業等の紹介

・

調査結果等の公表